取り戻そう。いつもの阿蘇を。

未曾有の災害に見舞われた阿蘇市。梅雨明け前の記録的な豪雨は、私たちの大地と心に大きな爪痕を残していきました。

豪雨がもたらした被害は、余りにも大きなものですが、それでも前を向いて歩み始めなければなりません。復旧に向けて、数多くのボランティアが「阿蘇市のために」と全国から駆けつけ、後押ししてくれています。

復興へ、一歩一歩進んでいきます。

さぁ、取り戻そう。いつもの阿蘇を。

1

2

3

4

5

6

7

13

8

9

15

14

10

11

12

❶、⓫、⓯ボランティアセンターでは、連日多くのボランティアが支援に訪れ、各地で作業を行っている。（7月30日現在、延べ約8000人が支援。）❷阿蘇中学校の建設に携わった企業が「子どもたちのために」とボランティアに駆けつけた。❸阿蘇中央高校の生徒も民家で泥出し作業などを手伝った。❹企業や団体、個人など全国各地から「被災者のために」と、支援物資が届けられた。❺うどんやおにぎり、ラーメンなどの炊き出しで避難者を支援。❻阿蘇市地域婦人会は赤十字奉仕団として災害の翌日から炊き出しを開始。毎日、避難所の方々に何百ものおにぎりや汁物を作り貢献した。❼7月20日、自衛隊が撤退。「自分の親と思い捜索したが見つけることができなかった」と悔しさをにじませた。延べ3700人が捜索活動などを行った。❽家の片づけ作業の様子。❾熊本市水道局や小国町、自衛隊などが給水作業にあたり、生活水の支援を行った。❿避難所は多い時で22ヵ所、2257人が避難生活を余儀なくされた。⓬各地で通行止めになり、道路の復旧作業が急ピッチで進められた。⓭高く積み上げられたゴミを見上げる少年。農村公園あぴかには、大量の災害がれきの山がいくつも出来た。⓮昨年3月、震災に見舞われた宮城県東松島市の職員らも「何かできることはないか」と、阿蘇市に駆けつけた。

阿蘇市九州北部豪雨災害　被災者支援情報

被災者支援に関する各種手続きについてご案内します。詳しくは各窓口までお問い合わせください。

■支援制度一覧

	制度の種類	対象・制度内容など	制度利用に必要な書類など	窓　口
手続き	★ 罹災証明書	**住家等の被災程度を証明するもので、市が被害調査を行い、その確認した事実に基づき、証明書を発行します。** ▽対象＝住家等に被害を受けた方	▽印鑑 ▽本人・居住家族以外の申請は身分証明書	総務課 ☎ 22-3111
手続き	★ 被災証明書	**被災したという事実を証明します。** **※住家等の被災程度は“罹災証明書”にて証明しますが、被災程度に関係なく被災した事実の証明であれば、住家等についても被災証明書にて証明します。** ▽対象＝有形財産に被害を受けた方	▽印鑑 ▽本人・居住家族以外の申請は身分証明書 ▽被災状況が分かるもの（写真等）	総務課 ☎ 22-3111
生活	★ 災害見舞金	**災害を受けたときに、り災者又はその遺族に災害見舞金又は弔慰金が支給されます。** ▽弔慰金＝５万円　▽見舞金＝負傷：２万円等、建物：１～５万円	▽申請書▽罹災証明書▽医師の診断書（死亡、負傷の場合） ▽印鑑▽振込先の通帳又はキャッシュカードの写し	健康福祉課 ☎ 22-3167
生活	★ 被災者生活再建支援制度	**生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。（ただし、対象は居住している建物のみ）** ▽対象＝全壊、大規模半壊、半壊及びやむを得ず解体した世帯 ▽基礎支援金＝全壊：100 万円、大規模半壊：50 万円、解体：100 万円 ▽加算支援金＝建設・購入：200 万円、補修：100 万円、賃貸：50 万円	▽申請書▽罹災証明書▽住民票の写し（世帯全員のもの） ▽振込先の通帳又はキャッシュカードの写し ［半壊及びやむを得ず解体した世帯］上記に加え▽滅失登記簿謄本▽敷地被害を証明する書類（契約書等） ［新たに建築・購入・補修又は賃借する場合］上記に加え▽確認できる契約書等の写し	健康福祉課 ☎ 22-3167
生活	★ 災害援護資金の貸付	**生活の立て直しのため災害援護資金として貸付を受けることができます。** ▽対象＝被害の種類や程度によって異なります。	▽借入申込書▽世帯主負傷の場合、診断書▽身分証明書のコピー ▽罹災証明書▽印鑑	健康福祉課 ☎ 22-3167
生活	★ 上下水道料金の減免	**９月分以降の減免措置は罹災証明を提出していただき以下を対象に減免措置を行います。** ▽対象＝①家屋の全壊・流失　②家屋の半壊、大規模半壊③床上浸水・床下浸水・一部破損	▽罹災証明書	水道課 ☎ 22-3196 下水道課 ☎ 32-3200
生活	［国民健康保険］一部負担金減免等と保険証再交付	**災害等により収入が著しく減少したとき、医療機関等での一部負担金の減免等が受けられます。また、保険証を紛失し、医療機関に提示できない場合は、その旨を申し出ることにより受診できます。**	▽国民健康保険被保険者証の再交付＝健康福祉課、各支所窓口までお越しください。	健康福祉課 ☎ 22-3167
生活	居宅介護サービス費等の額の減免	**居宅介護サービス等の利用者負担割合を減額します。** ▽住宅・家財（全部～ 100 分の 92）▽災害による世帯収入減（全部～ 100 分の 94）	▽申請書▽罹災証明書▽印鑑▽その他、別途書類が必要となる場合あり	高齢者支援課 ☎ 22-3145
生活	お知らせ端末取替・修繕	**家屋が全壊・流失、半壊や床上浸水などで、お知らせ端末が使用できなくなったものについて、無償で取替・修繕します。**	▽お電話でお申し込みください。	情報課 ☎ 22-3253
建物	★ 応急仮設住宅	**住宅が滅失した被災者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、自らの資力で居住できる自宅を確保できない世帯が入居できます。** ▽対象＝①自宅が全壊、流失②周囲状況により入居を必要とする方③取り壊し再建をするまで仮住居を必要とする方	▽申請書▽罹災証明書	建設課 ☎ 22-3187
建物	★ 住宅の応急修理	**居室、台所、トイレなどの日常生活に必要な最低限度の部分を応急的に修理します。** ▽対象＝①半壊以上②自ら修理する資力のない方 ▽修理上限額＝ 52 万円	▽申請書▽罹災証明書▽住民票の写し（世帯全員）▽所得証明書（H24 世帯全員）▽修理見積書（申請者が業者に見積もりを依頼してください。）	建設課 ☎ 22-3187

■支援制度一覧

(平成24年７月31日現在作成)

	制度の種類	対象・制度内容など	制度利用に必要な書類など	窓　口
建物	★ 土砂・災害瓦礫撤去費用負担	**土砂や災害瓦礫撤去について、重機の使用料や運搬費などを市が負担します。** ▽対象＝①自宅及びその周辺の土砂・災害瓦礫の撤去で重機が必要と認められるもの ②自宅の居住者又は所有者が業者に発注し、費用負担があるもので必要と認められるもの	▽納品書▽請求書 ▽着工前の写真 ▽撤去完了後の写真 ▽その他 ○撤去期限＝８月31日 ○請求期限＝９月末日	総務課 ☎22-3111
税金・保険料・公共料金等	★ 個人市民税	**被害の状況に応じて、７月以後の納期に係る税額を減免します。**	▽災害減免申請書 ▽印鑑	税務課 ☎22-3148
	★ 固定資産税	**被害の状況に応じて、７月以後の納期に係る税額を減免します。**	▽災害減免申請書 ▽印鑑	税務課 ☎22-3148
	国民健康保険税	**災害により被災者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の規定を準用します。**	▽災害減免申請書 ▽印鑑	税務課 ☎22-3148
	★ 個人事業税	▽対象＝被害を受けた年の前年の所得に係る個人事業税 ▽減免内容＝条件により一部または全額免除	▽申請＝お問い合わせください。	菊池地域振興局 税務課 ☎0968-25-4124
	★ 不動産取得税	▽対象＝被害を受けた不動産の代替不動産の取得に係る不動産取得税、被害を受けた不動産に係る不動産取得税のうち被災時点で納期限が到来したもの	▽申請＝お問い合わせください。	菊池地域振興局 税務課 ☎0968-25-4124
	★ 自動車税	▽対象＝被害を受けた自動車に係る被災年度の自動車税	▽申請＝お問い合わせください。	阿蘇地域振興局 税務課 ☎22-4527
	介護保険料	**７月以後の納期に係る保険料を減免します。** ▽住宅・家財（10分の９～２分の１）▽生計維持者の死亡・障害・入院・事業の廃止・失業・農作物の不作等による収入減（２分の１～５分の１）	▽申請書▽罹災証明書▽印鑑▽振込先の通帳番号が分かるもの▽その他、別途書類が必要となる場合あり	高齢者支援課 ☎22-3145
	後期高齢者医療保険料	▽保険料の減免・猶予 ▽一部負担金の減免・猶予	▽申請書▽罹災証明書▽その他、別途書類が必要となる場合あり	高齢者支援課 ☎22-3145
	国民年金保険料	**住宅、家財、その他の財産につき、被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く）がその価格のおおむね２分の１以上の損害を受けたときは、申請により国民年金保険料を免除することができます。**	▽免除申請書 ▽被災状況届 ▽罹災証明書	市民環境課 ☎22-3135 熊本東年金事務所 ☎096-367-2503
	NHK放送受信料	**放送受信料が一定期間免除されることがあります。** ▽対象＝建物が半壊又は床上浸水以上程度の被害を受けた方	▽申請＝お問い合わせください。	NHK ふれあいｾﾝﾀｰ ☎0570-077-077
	電気料金	**電気料金の支払期限延長や不使用月の電気料金免除などの特別措置が適用されます。**	▽申請＝お問い合わせください。	九州電力㈱ 大津営業所 ☎0120-986-602
ボランティア	ボランティア支援	**片付け作業が困難な場合、ボランティアの支援を受けることができます。** ▽屋内及び敷地内の泥だし作業 ▽家具の移動・濡れた畳上げ ▽屋敷拭き掃除	▽お電話でお申し込みください。	阿蘇市災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ ☎050-3481-5288 （お知らせ端末から） ☎91-1543

※この制度一覧に掲載していない支援制度もございますので、詳しくは７月中旬に全世帯に配布した『被災された方への復旧支援窓口のご案内』をご覧いただくか、総務課（☎２２－３１１１）までお問い合わせください。

※一覧に「★」マークがついたものは、14ページから19ページにかけて詳しく掲載しています。